

< 令和8年10月1日～ 労災保険施術料金算定基準表 >

項目	細項目	料金	備考
初検料		2,585	最初の来院日に算定可
初検時相談支援料		150	初検時に算定可。算定する際にはカルテに相談内容を記載する必要有り
初検料加算	時間外	650	6:00～8:00 及び 18:00～22:00 但し、該当時刻が施術時間内の場合は算定不可
	休日	1,870	日曜・祝日・12/29～1/3 但し、当該日を施術日としている場合は算定不可
	深夜	3,740	22:00～6:00 但し、該当時間を施術時間としている場合は算定不可
再検料		500	初検を算定した月は、その翌来院日に2回、翌月と翌々月は2回を限度として算定可
往療料 *1	距離 *2	2,760	往診した日に算定可(片道4km以内)
		3,060	往診距離が4kmを超えた場合
往療料加算	時間外	100%	6:00～8:00 及び 18:00～22:00 但し、該当時刻が施術時間内の場合は、算定不可。 基本往療料に距離加算額を加えた値に掛けて算定。
	その他	200%	算定方法は上記に同じ。 深夜(初検加算に同じ)、難路(急激な坂道等)、暴風雨雪(気象庁による警報がでている)の場合にのみ算定可
情報提供料		1,000	柔道整復内の傷病について、医療機関に紹介した場合に限り算定可。 同意を得る為だけの紹介や内科系疾患による紹介などでは算定不可。
特別材料費	骨折・脱臼 不全骨折	1,670	初検を算定日に、初回処置料とともに算定可。
	捻挫・打撲 挫傷	1,020	なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、 特別材料料の交換が必要となった場合には、 2回まで特別材料費として算定可。

初回処置料		
項目	部位	料金
骨折 整復料	大腿骨・下腿骨・上腕骨 前腕骨	14,100
	鎖骨・指骨・手根骨 中手骨・肋骨・趾骨 足根骨・中足骨	6,540
不全骨折 固定料	骨盤・大腿骨	11,340
	下腿骨・膝蓋骨・上腕骨 前腕骨	8,700
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,860
	指骨・中手骨・手根骨 趾骨・中足骨・足根骨	4,620
脱臼 整復料	股関節	11,100
	肩関節	9,780
	肘関節・膝関節・手関節 指関節・足関節・趾関節	4,620
	顎関節(一側毎)	3,060
施療料	捻挫・打撲・挫傷 部位に因らず、一部位毎に算定可 *3	920

後療料	骨折	一般	1,020	【初検から算定可能】 条件：初回処置料を算定しない場合
		拘縮	1,310	
	不全骨折	一般	870	【2回目から算定可能】 条件：初回処置料を算定する場合
		拘縮	1,150	
	脱臼		870	【拘縮後療算定条件】 ・関節近傍の骨折 ・拘縮が2関節以上にわたっている ・受傷日より起算して22日より
	捻挫・打撲・挫傷 *3		660	
電法	冷電法	100	受傷日より算定可。 但し、冷電法と温電法は重複請求不可。	
	温電法	100	受傷日から6日以降の来院日から算定可。 但し、冷電法と温電法は重複請求不可。	
電療料		566	受傷日より算定可。	

休業証明書料 (1通につき)		2,200
入室料		1,400
食事料		470
指導管理料 *4		680
運動療法料 *5		380
包帯交換料	骨折・脱臼 不全骨折 *6	770
	捻挫・打撲 挫傷 *6	410

*1 往療の正当な理由なく(歩行不能の理由なく)、患家の求めに応じて往診した際、算定不可。

*2 距離とは、直線距離であって実際の移動距離ではない。又、続けて往療をする場合には、前の患家から次の患家までの直線距離か、整骨院から次の患家までの直線距離のどちらか近い方で算定する。

*3 手の指の打撲・捻挫の温電法については、その受傷日から起算して5日間を除き算定可能。
その料金は、後療料・施療料も同様に、指1本の場合は所定料金・指2本の場合は所定料金×2倍・指3本の場合は所定料金×3倍
指4本以上の時は所定料金×4倍した料金を算定可能。

*4 指導管理料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定可能。

*5 運動療法料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定可能。
但し、1日20分程度、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合にのみ算定可能。

*6 包帯交換料は、初回交換時1回・初検日から1週間以内で1回の算定可能。以降は、1～2週間以内、2～3週間以内、3～4週間以内、
4週間以上で1回ずつ、計6回まで算定可能。但し、応答日に来院がない場合は算定不可。